

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【公表番号】特表2009-525833(P2009-525833A)

【公表日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2008-554468(P2008-554468)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 5

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年2月5日(2010.2.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

肋骨を固定するための骨接合用副子であって、肋骨は、前記副子が身体内に挿入されていない第1の状態と、前記副子が身体内に挿入されている第2の状態とを有する骨接合用副子において、該骨接合用副子は、前記第1の状態において、

頂面と、骨に当接して配置される反対側の骨固定面とを有する固定用プレート部分、及び、

該固定用プレート部分に結合された骨髄内部分を含み、前記髄内部分は、その長さに沿って手元側部分および末端部分を有し、前記末端部分は、該末端部分の長さに沿って一様な第1の幅を有し、前記手元側部分は、該手元側部分の長さに沿って一様な第2の幅を有し、前記前記第1の幅が前記第2の幅よりも小さく、前記骨髄内部分は、長さと直角でかつ、頂面と反対側の底面との間で延びる厚さと、長さと直角の幅とを形成し、前記厚さは、前記長さと直角な幅よりも大きく、

前記骨接合用副子は、前記第1の状態において、

前記固定用プレート部分と前記手元側の骨髄内部分との間に配置された移行部分を更に含み、該移行部分は、頂面と、反対側の底面とを有し、前記移行部分は、凹形の底面部分を備えることを特徴とする骨接合用副子。

【請求項2】

前記移行部分が、前記骨髄内部分から前記固定用プレート部分まで上向きに傾斜していることを特徴とする請求項1の骨接合用副子。

【請求項3】

前記固定用プレート部分が、前記骨髄内部分の第2の平面と食い違った第1の平面を定めることを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項4】

前記骨髄内部分の前記手元側部分および末端部分のうちの少なくとも一部が、前記底面の下の箇所に曲率半径を有する凹形部分を有することを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項5】

前記凹形部分が、約5から約30cmの曲率半径を有することを特徴とする請求項4に記載の骨接合用副子。

【請求項 6】

前記固定用プレート部分が、1個又はそれ以上の固定具に係合するための1個又はそれ以上の固定用係合部を有することを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項 7】

前記固定用プレート部分が、前記固定用プレート部分の両横側の一方又は双方にノッチを備えることを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項 8】

前記手元側部分が、実質的に長方形の断面を備えることを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項 9】

前記手元側部分が、横方向の可撓性より大きい縦方向可撓性を有することを特徴とする請求項1の骨接合用副子。

【請求項 10】

肋骨を固定するための骨接合用副子であって、肋骨は、前記副子が身体内に挿入されていない第1の状態と、前記副子が身体内に挿入されている第2の状態とを有する骨接合用副子において、該骨接合用副子は、前記第1の状態において、

(a) 頂面と、骨に当接して配置される反対側の骨固定面とを有する固定用プレート部分、及び、

(b) 該固定用プレート部分に結合された骨髄内部分を含み、前記骨髄内部分は、その長さに沿って手元側部分および末端部分を有し、前記前記骨髄内部分は、頂面と、反対側の底面とを有し、前記骨髄内部分の前記手元側部分および末端部分のうちの少なくとも一部が、前記底面の下の箇所に曲率半径を有する凹形部分を有することを特徴とする骨接合用副子。

【請求項 11】

前記骨髄内部分が、頂面と、反対側の底面とを有する移行部分によって前記固定用プレートに結合されており、前記移行部分が、前記骨髄内部分から前記固定用プレート部分まで上向きに傾斜しており、凹形の底面部分を備えることを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。

【請求項 12】

前記固定用プレート部分が、前記骨髄内部分の第2の平面と食い違った第1の平面を定めることを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。

【請求項 13】

前記固定用プレート部分が、その縦方向長さのかなりの部分に亘って凹形部分を有することを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。

【請求項 14】

前記凹形部分が、約5から約30cmの曲率半径を有することを特徴とする請求項13に記載の骨接合用副子。

【請求項 15】

前記固定用プレート部分が、1個又はそれ以上の固定具に係合するための1個又はそれ以上の固定用係合部を有することを特徴とする請求項13記載の骨接合用副子。

【請求項 16】

前記固定用プレート部分が、前記固定用プレート部分の両横側の一方又は双方にノッチを備えることを特徴とする請求項13に記載の骨接合用副子。

【請求項 17】

前記手元側部分が、実質的に長方形の断面を備えることを特徴とする請求項13に記載の骨接合用副子。

【請求項 18】

前記手元側部分が、横方向の可撓性より大きい縦方向可撓性を有することを特徴とする請求項13の骨接合用副子。

【請求項 19】

1個又はそれ以上の固定具に係合するための複数の固定用係合部を更に有し、前記骨髓内部分は、すべての固定用係合部の末端側に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項20】

1個又はそれ以上の固定具に係合するための複数の固定用係合部を更に有し、前記骨髓内部分は、すべての固定用係合部の末端側に配置されていることを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。

【請求項21】

前記手元側部分は、約1.5:1以上の幅と厚さとの比を有することを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項22】

前記末端部分は、前記手元側部分の幅と厚さとの比よりも小さい幅と厚さとの比を有することを特徴とする請求項1に記載の骨接合用副子。

【請求項23】

前記手元側部分は、約1.5:1以上の幅と厚さとの比を有することを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。

【請求項24】

前記末端部分は、前記手元側部分の幅と厚さとの比よりも小さい幅と厚さとの比を有することを特徴とする請求項10に記載の骨接合用副子。